

令和 6 年度 事 業 報 告

令和 6 年度は、前年度から取り組むこととした中期目標・中期計画に基づき、①サービスの質の向上、②財政健全化、③人材の確保・育成を柱とする各事項に対し、本部と各施設が達成度等について情報を共有しながら事業を進めた。

保育事業については、王子隣保館保育園が創立 100 周年を迎える節目の年となり当協会の歴史に新たな足跡を残すとともに、保育園 7 園とも少子化が進む中ではあったが、0 歳児を含め概ね園児の利用を維持することができた。また、赤羽北のぞみ保育園にあっては、新たな園長のもとで北区からの「子育て応援モデル事業」を 6 月から実施することとなり、いずれの月も定員を超える応募があるなど地域の子育てのニーズに添えていくことができた。

母子生活支援施設については、指定管理施設である 2 施設は従来どおりの堅調な推移であったが、直営の「ハイツ尾竹」では、行政からの入所措置の低迷により利用定員が減少し暫定定員での運営となった。そのため、こども家庭庁への暫定定員回避の協議等を行ってきたが解消には繋がらなかった。

高齢者施設については、従来からの赤字体質からの脱却についてほぼ達成できつつあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい収支状況となってしまった。

一方で、赤羽北さくら荘（特別養護老人ホーム）において、利用者への虐待不祥事案が発生した。北区に通報するとともに同施設では、虐待行為の発生要因を検証し、それらを改善し、今後の施設運営に生かすことを目的とした改善計画を策定し実施した。協会として二度と虐待事案が発生しないように万全を期することとした。

令和 6 年度における法人及び施設の運営全般については、上記の利用者への虐待不祥事案を除けば、特に大きな問題等が生じることなく、各種事業は経営理念及び経営方針に則り行われた。

1. 中期目標・中期計画について

実施から 2 年目となった中期目標・中期計画については、①園児・利用者サービスの質の向上、②安定した財政基盤の構築、③人材の育成を基本に構築した各施設・事業の具体的な取り組みについて着実に取り組み、その進捗状況を検証し、遂行及び実績を踏まえながら、令和 7 年度事業計画作成に資することとした。

令和 7 年 2 月 10～18 日において、令和 6 年度補正予算、令和 7 年度事業計画・予算に係る理事長ヒアリングを行い、中期計画達成度等を含め検証作業及び確認を行った。

この取り組みについては、後述の各施設の事業報告の中で記載しており、次の（１）～（５）は全体的あるいは複数施設で取り組んだ主な事項である。

- （１）保育園・母子生活支援施設では、業務の ICT 化に取り組み、保育園では、登降園管理、保育記録、保護者との連絡等について、母子生活支援施設では、利用者支援記録、利用者との連絡等について、情報共有の迅速化及び業務の効率性を高めた。
- （２）人材確保プロジェクトチームにおいて、標準職務整理表の作成を行った。
令和 6 年度内の作業終了を目指したが、多職種・多階層の整理に時間を要し令和 7 年度内の完成を目指すこととなった。
- （３）本部機能改革プロジェクトチームにおいて、給与計算・労務管理ソフトの統一化及び法人内ホームページ（閉じられたインターネット内での事務の情報共有等）による事務効率化に着手した。
- （４）長寿園において、八王子隣保館保育園とともに「子ども食堂」の定期的実施（月 1 回）を行い、地域との交流及び地域貢献を図った。
- （５）赤羽北さくら荘において、毎週木曜日午前に近隣住民、シルバーピア赤羽北居住者、のぞみ保育園園児、さくら荘利用者が施設前の公園で体操を行い、健康維持やコミュニケーションを図った。
また、「赤羽北マルシェ」と称し、他社会福祉法人参画のもと、施設及びシルバーピア北赤羽の駐車スペースで、「買物困難者」への便宜や地域交流を踏まえ、模擬店（食品・衣料・介護用品等）を年 3 回実施した。

2. 法人内会議等

- （１）本部幹部会議；原則毎週月曜日午後、36 回開催
当該会議において、法人運営全般、理事会・評議員会、中期目標・中期計画、各施設の事業実施状況、各検討会、財政健全化、暫定定員、虐待防止、感染症予防対策、危機管理、法令遵守、施設利用者の事故、労働安全衛生、

人材確保、利用者からの苦情等々を議題とした。

(2) 施設長会議；原則毎月の第一月曜日午後、11 回開催

理事長、常務理事、各施設長、法人本部幹部職員により施設長会議を開催した。

当該会議においては、理事会・評議員会の議案、中期目標・中期計画、各施設の事業実施状況、各検討会の進捗状況、財政健全化、虐待防止、感染症予防対策、危機管理、法令遵守、施設利用者の事故、労働安全衛生、人材確保、苦情解決への取り組み等々について議論や報告が行われた。

(3) 事業部会

令和 3 年度後期から新たに施設長会議の下に設けた各事業部会では、理事長・常務理事・本部職員・施設長（施設担当職員）により次のとおり課題の抽出及びその検討等が行われた。

①保育部会（四半期ごと）

4/14、7/1、10/7、1/14 に開催、内容；㊦中期目標・中期計画、㊩定員割れ、㊵誰でも通園制度、㊥虐待、㊦物価高騰、㊧採用・人事異動等、㊨感染症予防、㊫保育事故等について、各施設の現状や課題等について検討を行った。

②母子部会（四半期ごと）

9/2、11/5、2/3 に開催、内容；㊦中期目標・中期計画、㊩暫定定員・定員割れ、㊵物価高騰、㊥採用・人事異動等について、各施設の現状や課題等について検討を行った。

③高齢者事業部会—特養部会及び通所部会

特養部会及び通所部会は毎月開催、内容；事業及び収支健全化への進捗管理を踏まえて、㊦介護報酬の現況と分析、㊩加算内容の現況と分析、㊵虐待防止、㊥人件費の現況、㊦人員配置体制の分析、㊧人材確保、㊨物価高騰、㊫支出項目の分析等を行い、各施設の現状把握及び改善等の取り組みを行った。

④高齢者事業部会—地域包括・訪問介護・居宅介護支援・シルバーピア部会（四半期ごと）

6/10、9/30、12/9、3/24 に開催、内容；㊦介護報酬の現況と分析、㊩加算

内容の現況と分析、㊸人材確保、㊹行政の動向、㊺PR 等、各事業の現状や課題等について検討を行った。

(4) プロジェクトチーム

①人材確保プロジェクトチーム（8/4、9/22、9/29、10/19、12/5、1/6、3/6 開催）

構成；常務理事、王子園長、方南園長、上十条南主任保育士、汐入とちのき副主任保育士、浮間ハイマート施設長、ハイツ尾竹主任母子支援員、浮間ハイマートシニアリーダー母子支援員、板橋区立母子生活支援施設シニアリーダー母子支援員、長寿園施設長、さくら荘副施設長、さくら荘統括主任生活相談員、さくら荘主任事務員、本部職員

内容；職務職階・人材育成・研修体系の構築のための標準職務表作成を行った。

②長沼事業検証プロジェクトチーム（毎月開催）

構成；理事長、常務理事、本部職員、サービスセンター長沼施設長等

内容；㊻令和7年度末（指定管理期間終了）の通所介護事業廃止、㊼八王子市の動き、㊽定員変更等について課題の抽出及び検討等を行った。

③王子改築プロジェクトチーム（2/27 開催）

構成；王子隣保館保育園園長・主任、本部職員等

内容；仮説園舎設置候補地（北区所有）について北区子ども未来課と情報共有及び確認を行った。

④本部機能改革プロジェクトチーム（11/14 開催）

構成；本部職員、上十条南保育園長、ハイツ尾竹施設長、赤羽北さくら荘施設長、王子隣保館保育園主任保育士、板橋区立母子生活支援施設主任母子支援員、長寿園主任事務員、サービスセンター長沼主任事務員

内容；㊾人事・労務・勤怠管理システム導入、㊿法人内ホームページ開設による情報共有と文書収受、㊽法人内資金精算の合理化、㊿内部監査、㊿本部 BCP について検討等を行った。

3. 新型コロナウイルス感染症等

各施設においては、継続して感染予防対策を徹底し、高齢者施設の職員については業務中のマスク着用を当分の間継続することとした。

長寿園においては、9月中旬から11月初旬にかけて新型コロナウイルス感染症が2階フロアーで流行し入所者及び職員が罹患した。赤羽北さくら荘特養では、同感染症が1月初旬から中旬にかけて主に4階フロアーで流行し、両施設とも感染による病院への入院等も増え少なからず稼働率及び介護報酬収入に影響があった。

赤羽北さくら荘デイサービスでは、12月中旬に同感染症に罹患する利用者が複数あり、このことによって利用を控えた利用者も増え、少なからず稼働率及び介護報酬収入に影響があった。

また、王子隣保館保育園では、7月初旬に園児の多くが発熱したが、1週間内に収束した。

汐入とちのき保育園では、2月中旬にインフルエンザが流行し2～5歳児及び職員が罹患したが1週間程度で収束した。

4. 規程の改正等

(1) 高齢者施設の運営規程の改正

令和6年度介護報酬改定に基づく高齢者施設の運営規程の改正を行った。

改正内容；①介護報酬単位の改定、②介護職員処遇改善加算の増額、③ショートステイにおける長期利用については特養利用と同等の単位に引き下げ、④居住費の1日当たり60円の引き上げ。（理事会承認6月13日、令和6年4月1日適用）

(2) 高齢者施設等処遇改善手当支給要綱の改正

令和6年度介護報酬改定における処遇改善加算の見直しに基づき、処遇改善手当の増額のため高齢者施設等処遇改善手当支給要綱の改正を行った。

（理事会承認6月13日、令和6年6月1日適用）

(3) 役員・評議員等報酬規程の改正

常務理事の「常勤」の規定について定めるため、役員・評議員等報酬規程の改正を行った。（理事会承認11月13日、評議員会承認11月22日、令和6年11月22日施行）

(4) 職員給与規程及びパートタイマー就業規則の改正

①「居住支援特別手当」(東京都補助金)、②左記①の支給対象外職員への「居住支援手当」、③夜勤手当及び宿直手当の改定のため、職員給与規程及びパートタイマー就業規則の改正を行った。(理事会承認 11 月 13 日、①及び②については令和 6 年 4 月 1 日適用、③については令和 6 年 12 月 1 日施行)

(5) 育児・介護休業等に関する規則の改正

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等を目的に、育児・介護休業法が改正されたことに係る育児・介護休業等に関する規則の改正を行った。改正内容；子の看護等休暇で、①小学校就学の始期に達するまでを小学校 3 年生修了まで、②事由の追加；感染症に伴う学級閉鎖等になった当該子の世話、当該子の入園(入学)式・卒園式への参加、③除外規定から、採用後 6 か月未満の職員を削除。(理事会承認；3 月 14 日、令和 7 年 4 月 1 日施行)

(6) 赤羽北さくら荘及びサービスセンター長沼の運営規程の改正

赤羽北さくら荘(特養・デイ)においては利用者負担給食費の増額、サービスセンター長沼(デイ)においては定員変更(43 名→35 名)について各運営規程の改正を行った。(理事会承認；3 月 14 日、令和 7 年 4 月 1 日施行)

5. 高齢者施設の利用状況等

平成 24 年以降収支状況が厳しくなっている高齢者施設は、上述の高齢者事業部会(特養部会及び通所部会)等において、稼働率の向上、新たな加算取得、空床期間の短縮、デイサービスでの営業活動による登録者増、職員体制のスリム化、事務費の削減等について検討の上改善に努め、令和 5 年度から改善傾向となっている。令和 6 年度においては、長寿園、赤羽北さくら荘特養、赤羽北さくら荘デイサービスで新型コロナウイルス感染症が集団発生により少なからず影響があり稼働率が目標を下回ってしまった。引き続き部会で進捗管理等を行いさらに改善を進めることとしている。

長寿園（定員80）の稼働率等について

	平成		令和					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
月初登録者数の平均（人）	76.0	78.7	78.8	73.7	71.0	74.3	76.6	76.9
稼働率（％）	90.2	95.0	95.4	87.3	85.7	87.1	91.1	90.9

※稼働率については、定員に対する入院者を含まない利用者数の割合

※R2.9～R3.10大規模改修工事（新型コロナウイルス感染症集団発生による中止期間2か月）

赤羽北さくら荘（定員148）の稼働率等について

	平成		令和					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
月初登録者数の平均（人）	100.6	121.0	141.8	141.3	141.1	144.4	145.0	141.1
稼働率（％）	69.3	82.7	93.6	92.5	92.2	95.4	94.5	93.0

※稼働率については、定員に対する入院者を含まない利用者数の割合

デイサービスの稼働率（定員に対する利用者数の割合）について

	平成		令和					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
さくら荘デイ	82.0	81.6	68.2	70.0	71.4	66.0	70.6	76.2
長沼デイ	75.5	68.0	68.7	68.7	74.7	78.3	72.4	72.2

6. ハイツ尾竹暫定定員の設定

(1) ハイツ尾竹では、令和5年度における入所世帯数が暫定定員設定の回避には届かず、令和6年度には暫定定員設定が危惧されることから、令和6年5月に荒川区に対し特例措置等の要望及び協議を行った。

(2) しかし、令和6年7月26日付で「令和6年度母子生活支援施設ハイツ尾竹の措置費等の支弁に係る暫定定員の設定について」（理事長宛、荒川区長名）の通知を受理した。内容は、①認可定員20世帯のところ暫定定員19世帯、②設定期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、とされた。

(3) 暫定定員により積算された運営費をもとに定員である20世帯を受け入れ

る職員体制を確保することは困難であるため、令和 6 年 8 月 14 日付で「令和 6 年度母子生活支援施設ハイツ尾竹の「事務費保護単価の特例措置（暫定定員見直し）に関する協議書」について」（こども家庭庁支援局長宛、理事長名）を荒川区を經由し提出した。

- (4) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付基準について」（令和 7 年 3 月 31 日付、荒川区子ども家庭部子育て支援課長宛、こども家庭庁支援局長名）を受理、協議について不承認としたというものであった。荒川区の担当者からは、火災や大規模修繕等の特別な理由がない限り認められないとの口頭説明があった。

- (5) これまで以上に、①荒川区内の関係者向け、②荒川区以外の市区担当者向け（広域利用）の施設見学会等を行うとともに、荒川区担当部署と協議を行い暫定定員解消に向けさらに努めることとした。

7. 八王子市高齢者在宅サービスセンター長沼の令和 7 年度末事業終了

- (1) サービスセンター長沼（八王子市指定管理施設：通所介護）については、指定期間が令和 7 年度末に満了となり、その後については、八王子市の方針では令和 8 年度において当該施設を改修し、令和 9 年度から小規模多機能居宅介護事業（八王子市によるプロポーザルで事業者を選定）を行うこととしていた。

協会として、小規模多機能居宅介護事業については、以下の①～④の理由から参入しない決定を行った。

- ①職員の高齢化や未経験から現行の職員体制では夜勤・訪問への対応が困難であり、新たな技術・ノウハウ習得・その向上が困難であること
- ②全国的にも小多機単体では採算が取れないとされている中で、現行のデ이의収支状況が厳しい状態であり、小多機の経営も同様であると推察されること
- ③八王子市は地域密着デ이의併設はしないとの方針であり、現行デイサービスの強みを活かすことや採算面での苦戦の緩和もできないこと
- ④マンパワーの枯渇及び採用ルート確保が困難であること

結果として八王子市は、小規模多機能居宅介護事業については、計画され

ないこととなり、終了後は、地域包括支援センター長沼と八王子市社協の相談事業の拠点として利用する予定とした。

(2) サービスセンター長沼（通所介護）については、令和 7 年度末に事業を終了することとし、以下の課題等について取り組むこととした。

- ①当事業所への愛着を持つ利用者に最後まで利用していただけるよう努めるとともに、利用定員の縮小を視野に入れ、ケアマネージャーと連携のもと、利用者の他事業所への利用移行をすすめていく。
- ②利用者数の減によるものではない施設側の事情での利用定員変更もやむを得ないものとし検討する。
- ③利用定員については、八王子市との協議で地域密着型への変更は手続等の関係から困難であるとし 19 名以下は不可とした。協会が運営は困難と判断した場合は休止届を八王子市に提出する。
- ④地域包括支援センター長沼については、引き続き（委託事業を）継続することとなった。

8. 赤羽北さくら荘での利用者虐待不祥事案

(1) 介護職員 A について、利用者名の呼び捨て・ちゃん付け、顔を触る、後ろから抱きつく等、利用者への接し方で過度の対応等により心理的身体的虐待があった。（令和 5 年 10 月頃）

A は、利用者との関係を深めるため軽率な行為に及んだものである。また赤羽北さくら荘として、介護業務経験の浅い新任職員への介護の指導等が十分でなかったことは否めない。A は深く反省し今後虐待行為等は行わないとした。

処分：昇給停止；始末書を取り、次期昇給を 1 年を超えない範囲において延期する。（令和 7 年 1 月 1 日付）

(2) 介護職員 B について、利用者 C の食事介助が乱暴であると利用者 D から訴えがあり、また利用者 D へのトイレでの介助の際に胸を触られたと利用者 D から訴えがあり、心理的身体的性的虐待があった。（令和 5 年 12 月）

B は、退院直後のうつむき状態の利用者 C への食事介助の際にやむを得ず顔を抑えて食事介助をした、利用者 D に対しては排泄介助の際に故意ではなく利用者の身体に触れてしまったと主張、反省のうえ利用者に謝罪したいと述べ、今後はコミュニケーションを十分にとりながら業務に努めたいとした。

処分：降格；始末書を取り、給与表の下位の級に格付けする。（令和 7 年

1月1日付)

- (3) 介護職員 E について、「クソババア」等の暴言があり心理的虐待があった
(令和 6 年 5~7 月)

E は、利用者への暴言等について全て身に覚えがないとしながらも、今後
気を付け行動したいと意思の表明があった。

処分：降格；始末書を取り、給与表の下位の級に格付けする。(令和 7 年
1月1日付)

- (4) 上記の(1)～(3)について、利用者並びに家族に対し速やかに謝罪する
とともに、北区に報告し北区からは赤羽北さくら荘に調査が入り、令和 6 年
8 月 13 日付で「高齢者虐待に関する事実確認の結果等について」(理事長宛、
北区長名)を受理し、北区には改善計画書を提出した。

- (5) 10 月 22 日に協会顧問弁護士が参加する事業検証委員会を赤羽北さくら荘
で行い、①要因について、②懲戒の要否について、③再発防止策について検
討を行い、11 月 8 日には職員懲戒審査会を行った。

- (6) 本部事務局長、赤羽北さくら荘施設長、副施設長、統括主任介護職員、主
任事務員の 5 名については、(令和 7 年 1 月分例月給与において)減給処分)
とし、同主任介護職員 1 名については戒告処分とした。

- (7) 理事長、常務理事については、令和 7 年 1 月分役員報酬の一部自主返納を
行った。

- (8) 懲戒処分職員の 3 名(A,B,E)は、令和 6 年 11 月 12 日から 12 月 25 日の
約一か月間、出勤日には「ふりかえりノート」への記入を行い、施設長、副
施設長、統括介護主任の 3 名で入居者の尊厳を守る行動が見えるまで継続す
ることを本人と確認した。

- (9) 同施設では、施設長が全職員に直接注意喚起を行うこととし、「高齢者虐
待事案の発生に伴う注意喚起」を 3 名~16 名に対し計 14 回ミーティングを
開催した。また、すぐに確認できるように名刺サイズの「10 の取り組み方針」
を作成し配布、職員一人ひとりの意識改善を図った。

- (10) 認知症の理解不足から、専門家に相談し 4 回シリーズの「認知症及び認

知症ケアに関する研修会」を計画（第 1 回は令和 7 年 3 月 6 日に実施）した。また、同施設において高齢者虐待防止の推進は、最重要課題であることをさらに周知し、現任職員向けの施設内研修をより一層充実し、虐待防止対策を徹底することとした。

(11) 東京都社会福祉協議会が主催したアンガーマネジメント研修を介護職員 2 名と生活相談員 1 名が受講した（令和 6 年 11 月 29 日）。

また、虐待問題等に詳しい評議員を招き、令和 6 年 12 月 6 日に同施設で虐待改善に向けた指導等を受けた。

(12) 職員間のコミュニケーションやチームワークを醸成に努めることとし、不適切ケアの要因となる環境や仕組みそのものの改善にも取り組むこととした。

(13) 令和 7 年 2 月 19 日（水）に上記について北区へ報告した。

9. 内部監査及びコンプライアンスに係る検証

(1) 令和 7 年 3 月 28 日に方南隣保館保育園対し内部監査実施要領に基づく内部監査を実施した。

監査委員；事務局長（運営等）、王子隣保館保育園園長（保育サービス）、本部副主任事務員（経理等）

リスク管理、防災・防犯対策、法令遵守に関する管理、労務管理、会計経理の全般について、特段問題となる事項は見受けられなかった。また、保育サービス全般について概ね良好な状態が確認された。

ただし、対外文書や物品購入の決定及び支払等の一部について、複数の職員による承認・決裁行為が行われていないこと、パートタイマー雇入通知書等に不備があったこと等について改善を求めた。

(2) 協会が法令並びに定款及び規則規程を遵守していることを確認・検証するため、各施設は 10 月 1 日付で「発令整理表」を作成・点検を行い、法令・規程等の適合及び適切な運用に努めることとした。

検証の結果、発令等の不備があった施設においては、速やかに発令等を行うとともに、指導検査等への対応に資することとした。

10. 法人主催職員研修会

職員の資質向上に資するため、法人本部による管理職研修、新規採用職員研修及びフォローアップ研修を行った。

(1) 管理職研修会

- ①日時 令和6年5月7日(火) 14時30分～16時30分
- ②場所 北とぴあ902会議室
- ③内容 「社会福祉法人の経営について」
講師 千葉正展氏 (独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンターシニアリサーチャー)
- ④参加者 44名(園長・施設長、主任等)

(2) 新規採用職員研修会及びフォローアップ研修会

- ①日時 令和6年10月23日(水)、10月31日(木)、11月7日(木) 11月26日(火) いずれも13時30分～17時15分
- ②場所 赤羽北さくら荘多目的室
- ③内容 ①協会概要、法人理念、職員としての心構え、②法人の諸規程について、③グループワーク(コミュニケーションや報告・連絡・相談の重要性について)
講師 常務理事、事務局長、総務課長等
- ④参加者 86名(令和元年～6年度採用者)

11. 労働安全衛生

衛生委員会・職員会議等において労働災害の予防について議題とする等労働安全衛生の強化に取り組むこととしており、本年度の発生は13件であった。

労災発生状況(件数)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
休業4日以上	1	1	2	1	3	2	4	4	1	2		1
休業1～3日			3				5					
休業なし労災	4	7	11	9	7	11	12	12	15	17	9	12
計	5	8	16	10	10	13	21	16	16	19	9	13

労働災害発生原因の分布（平成 25 年度～令和 6 年度）については、①転倒 24%、②ぶつける・当たる 30%、③自転車 15%、④腰痛 13%、⑤その他 18% となっている。

また、メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」を目的とし、全施設でストレスチェックを実施（497 名、常勤 352 名、非常勤 145 名）した。高ストレス者と選定され医師の面接指導を受けた職員は 2 名であった。

ストレスチェック実施状況 （単位：人）

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受検者数	344	546	550	562	562	528	538	524	497
内 常勤	320	379	392	388	393	378	387	387	352
訳 非常勤	24	167	158	174	169	150	151	137	145
高ストレス者	59	78	87	84	66	94	81	91	91
医師の面接指導	3	1	3	1	2	2	2	-	2

12. 苦情解決への取り組み

利用者サービスの向上に資するため、利用者からの苦情等は施設内だけでなく法人本部や第三者委員においても聴取することとなっている。令和 6 年度においては本部または第三者委員が対応した案件は 0 件であった。

苦情解決統括会議（令和 7 年 3 月 31 日開催）において、職員が利用者等から受けた苦情等及び事故については第三者委員に報告を行った。

なお、苦情内容の主なものについては、協会ホームページに掲載することとしている。

13. 永年勤続表彰

職員永年勤続表彰は、30 年勤続者 4 名、20 年勤続者 2 名、10 年勤続者 14 名について令和 7 年 2 月 11 日付で実施した。

14. 指定管理施設の指定期間等

汐入とちのき保育園（荒川区）、上十条南保育園（北区）は、令和 6 年度から新たな指定管理期間となり事業を継続することとなった。

指定管理施設

	施設名	現指定期間	次期指定期間
1	汐入とちのき保育園	R6.4.1 ～ R11.3.31	R11.4.1 ～
2	上十条南保育園	R6.4.1 ～ R11.3.31	R11.4.1 ～
3	浮間ハイマート	R4.4.1 ～ R9.3.31	R9.4.1 ～
4	板橋区立母子生活支援施設	R3.4.1 ～ R8.3.31	R8.4.1 ～
5	サービスセンター長沼（通所介護）	R3.4.1 ～ R8.3.31	R8.3.31 指定管理終了

地域包括支援センター長沼については3年間の業務委託契約	R6.4.1 ～ R9.3.31	R9.4.1 ～
-----------------------------	------------------	----------

※ サービスセンター長沼通所介護については令和 7 年度末で指定管理が終結、八王子市は、令和 8 年度に同スペースの改修工事を行い、令和 9 年度より地域包括支援センター長沼のほか八王子市社会福祉協議会が福祉相談窓口として事業を行う計画としている。

15. 東京都福祉サービス第三者評価の受審

各施設においては、利用者（保護者）への施設サービス内容の情報提供及びサービスの質の向上に資するため、東京都福祉サービス第三者評価の受審を行っている。本年度は以下の施設が第三者評価を受審し一定の評価を得た。

施設名	受審内容	期間
方南隣保館保育園	利用者調査及び事業評価	11 ～ 2 月
尾久隣保館保育園	利用者調査及び事業評価	10 ～ 2 月
八王子隣保館保育園	利用者調査及び事業評価	7 ～ 11 月
汐入とちのき保育園	利用者調査及び事業評価	11 ～ 2 月
ハイツ尾竹	利用者調査のみ	7 ～ 11 月
長寿園（特養）	利用者調査及び事業評価	9 ～ 1 月
赤羽北さくら荘（特養）	利用者調査及び事業評価	7 ～ 3 月
サービスセンター長沼	利用者調査のみ	1 ～ 3 月

16. 指導検査等

令和 6 年度においては、以下の 8 施設・事業が各区及び東京都の指導検査等を受けた。

No.	施設名	検査名等	検査日	実施主体	結果通知
1	汐入とちのき保育園	指導監査	令和6年7月8日 約3時間	荒川区	文書指摘なし
2	赤羽北さくら荘（特養・デイ）	実地指導	令和6年7月16日 全日	東京都	文書指摘あり
3	法人本部	実地指導	令和6年7月23日 全日	東京都	文書指摘なし
4	浮間ハイマート	実地指導	令和6年7月24日 全日	東京都	文書指摘なし
5	赤羽北さくら荘（居宅介護支援）	実地指導	令和6年8月20日 全日	北区	文書指摘あり
6	尾久隣保館保育園	指導監査	令和6年10月22日 全日	荒川区	文書指摘なし
7	赤羽北のぞみ保育園	指導検査	令和6年12月19日 3時間	北区	文書指摘なし
8	ハイツ尾竹	指導監査	令和7年1月16日 全日	荒川区	文書指摘なし

文書指摘の内容は以下のとおりであり、各指摘事項に対し改善を図るとともに改善状況報告書を東京都及び北区へ提出した。

（1）赤羽北さくら荘特養

- ①利用者等からの苦情内容等の記録及び保管が不十分である。入所者及びその家族から苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録すること。
- ②看取り加算について、1 日多い 8 日間を算定し請求していた事例が見られた。自主点検を行い、保険者に申告し、その指導に従って返還手続きを行うとともに、当該加算対象者の家族に自己負担額の返還を行うこと。また、今後は、誤り等の防止及び請求前にチェックできる体制を整備すること。

（2）赤羽北さくら荘居宅介護支援

- ①『基本情報シート』（基本情報・生活状況・利用者の被保険者情報・現在利用しているサービスの状況・障害老人の日常生活自立度・認知症である老人の日常生活自立度・主訴・認定情報）について記録に不備があったので是正すること。
- ②居宅サービス計画第 1～3 表を利用者及び担当者（主治医、関係事業者）に交付した際に担当者への交付日に漏れがあったので、その記録を行うこと。

- ③居宅サービス計画を関係事業者に交付した際、サービス事業者作成の個別サービス計画の提出に漏れがあったので是正すること。
- ④家族の個人情報を用いているが、あらかじめ文書により、家族の同意を得ていなかったのを是正すること。
- ⑤入院時情報連携加算について、『入院前在宅生活状況提供書』を医療機関にFAXにて提供した際に、先方が受け取ったことの確認・記録に漏れがあったので是正すること。

また、検査日当日にあった口頭による指導については、各施設において速やかに改善を図った。

17. 会計監査人による監査

(監査内容) 令和5年度計算関係書類の監査
(監査日) 令和6年5月27日(月)～5月29日(水)
法人本部での監査実施
(5月27日は理事長とのミーティング)
6月3日(月) 理事長への監査報告
6月4日(火) 監事への監査報告

(期中監査)

① 本部	8月26～27日
② 汐入とちのき保育園	10月1～2日
③ 長寿園	12月17～19日
④ 本部	3月10～11日

18. 監事監査の実施

(監査内容) 令和5年度事業の実施状況及び収支決算の状況
(監査日) 令和6年6月4日(火)
(理事会への報告) 令和6年6月13日(木)
(評議員会への報告) 令和6年6月28日(金)

19. 理事会の開催状況

理事会の開催	議 案 ・ 報 告	
第 1 回 令和 6 年 6 月 13 日	第 1 号	令和 5 年度事業報告及び収支決算について
	第 2 号	評議員選任・解任委員の改選について
	第 3 号	新評議員候補者について
	第 4 号	会計監査人の再任及びその報酬等について
	第 5 号	高齢者施設の運営規程の改正について
	第 6 号	高齢者施設等処遇改善支給要綱の改正について
	第 7 号	令和 6 年度定時評議員会の開催について
	報告事項	(1) 社会福祉充実計画について (2) 業務執行状況等について
第 2 回 令和 6 年 11 月 13 日	第 1 号	役員・評議員等報酬規程の改正について
	第 2 号	評議員選任・解任委員会運営細則の改正について
	第 3 号	職員給与規程及びパートタイマー就業規則の改正について
	第 4 号	令和 6 年度第 2 回評議員会の開催について
	報告事項	上半期の事業執行状況等について
第 3 回 令和 7 年 3 月 13 日	第 1 号	令和 6 年度収支補正予算について
	第 2 号	令和 7 年度事業計画及び収支予算について
	第 3 号	令和 7 年度資金運用計画について
	第 4 号	育児・介護休業等に関する規則の改正について
	第 5 号	高齢者施設の運営規程の改正について
	第 6 号	赤羽北さくら荘に係る来年度給食業務委託契約の締結について
	第 7 号	役員賠償責任保険について
	第 8 号	施設長等の任免について
	第 9 号	令和 6 年度第 3 回評議員会の開催について
	報告事項	下半期の事業執行状況等について

20. 評議員会の開催状況

評議員会の開催	議 案 ・ 報 告	
定時 令和 6 年 6 月 28 日	令和 5 年度事業報告及び収支決算について	
	報告事項	(1) 社会福祉充実計画について (2) 業務執行状況等について
第 2 回 令和 6 年 11 月 22 日	第 1 号	役員・評議員等報酬規程の改正について
	報告事項	上半期業務事業執行状況等について
第 3 回 令和 7 年 3 月 27 日	第 1 号	令和 6 年度収支補正予算について
	第 2 号	令和 7 年度事業計画及び収支予算について
	報告事項	下半期事業執行状況等について

21. 施設・事業・職員

施設種類別の事業の結果は以下のとおりであり、各施設の個別具体的な運営状況については、各施設の事業報告のとおりである。

(1) 保育所

施設利用状況

施設名	認可定員	現員	利用率	備考
王子隣保館保育園	110 人	119.4 人	108.5%	直営施設
方南隣保館保育園	130 人	130.2 人	100.2%	〃
尾久隣保館保育園	190 人	173.6 人	91.4%	〃
八王子隣保館保育園	80 人	83.8 人	104.8%	〃
汐入とちのき保育園	110 人	107.9 人	98.1%	指定管理
上十条南保育園	110 人	109.8 人	99.8%	〃
赤羽北のぞみ保育園	100 人	92.7 人	92.7%	直営施設
合 計	830 人	817.4 人	98.5%	

注：現員は、令和 6 年度月初在籍者数の平均

(2) 母子生活支援施設

施設利用状況

施設名	定員	利用現員	備考
ハイツ尾竹	20 世帯・ 64 人	15.8 世帯・ 36.9 人	直営施設
浮間ハイマート	24 世帯・ 72 人	15.2 世帯・ 40.9 人	指定管理
板橋区立母子生活支援施設	20 世帯・ 60 人	14.5 世帯・ 35.2 人	〃
合 計	64 世帯・ 196 人	45.6 世帯・ 113.2 人	

注：利用現員は、令和 6 年度平均

(3) 高齢者福祉施設

①特別養護老人ホーム

施設利用状況

施設名	定員	利用現員	備考
長寿園	80 人	72.7 人	直営施設
同 ショートステイ	2 人	2.1 人	
赤羽北さくら荘	148 人	137.6 人	
同 ショートステイ	12 人	13.5 人	
合 計	228 人	210.3 人	
特 養 計 ショートステイ	14 人	15.6 人	

注：利用現員は、令和 6 年度平均（入院を除く）

②デイサービス

施設利用状況

施 設 名	定 員	現 員	備 考
赤羽北さくら荘デイサービスセンター			赤羽北さくら荘特養ホームに併設（直営）
通所介護	43 人	32.8 人	
高齢者在宅サービスセンター長沼			単独施設（指定管理）
通所介護	43 人	31.1 人	
合 計	86 人	63.9 人	

注：現員は令和 6 年度平均利用者数

③地域包括支援センター

施設利用概要（受託）

施 設 名	業務内容	予防プラン	備 考
浮間地域包括支援センター	担当地域内居住者で在宅で介護を必要とする者又はその家族等に対し各種相談に対応、諸機関とのネットワークづくり、権利擁護等	3,112 件	
赤羽北地域包括支援センター		2,143 件	
地域包括支援センター長沼		3,995 件	サービスセンター長沼内に併設

注：予防プランは令和 6 年度プラン作成延数

④居宅介護支援

施設状況（直営）

施 設 名	プラン作成件数
赤羽北さくら荘ケアプランセンター	1,676 件

注：プラン作成件数は令和 6 年度プラン作成延数

⑤訪問介護

利用状況（直営）

施 設 名	区 分	年間延利用者数	年間延サービス回数
赤羽北さくら荘ヘルパーステーション	要支援	2,709 人	2,656 回
	要介護	5,069 人	5,566 回

⑥シルバーピア生活援助員配置

施設利用状況（受託）

施 設 名	区 分	平均
シルバーピア赤羽北（定員 75 名）	入居者数（月初）	71.5 人

(5) 職員の配置状況（令和7年3月31日現在）

組織名		事業名等 (指)＝指定管理、(委)＝委託	常 勤 職員数	非常勤職員数		職員総数	
				実数	常勤換算	実数	常勤換算
本部事務局		-	5	0	0.0	5	5.0
保 育 所	王子隣保館保育園	保育所	26	20	11.8	46	37.8
	方南隣保館保育園	//	30	12	5.9	42	35.9
	尾久隣保館保育園	//	33	17	12.5	50	45.5
	八王子隣保館保育園	//	20	14	8.7	34	28.7
	汐入とちのき保育園	// (指)	27	23	9.5	50	36.5
	上十条南保育園	// (//)	25	15	11.9	40	36.9
	赤羽北のぞみ保育園	//	27	13	7.7	40	34.7
	小計	-	188	114	68.0	302	256.0
母 子	ハイツ尾竹	母子生活支援施設	13	4	1.3	17	14.3
	浮間ハイマート	// (指)	8	3	1.8	11	9.8
	板橋区立母子生活支援施設	// (//)	9	4	2.7	13	11.7
	母子生活支援施設小計		30	11	5.8	41	35.8
高 齢 者 等	長寿園	特養	33	22	11.0	55	44.0
		短期入所生活介護					
	赤羽北さくら荘	特養	74	31	18.7	105	92.7
		短期入所生活介護					
		通所介護	5	16	13.3	21	18.3
		地域包括(浮間・赤羽北) (委)	9	7	5.4	16	14.4
		訪問介護	2	14	4.2	16	6.2
		居宅介護支援	3	1	1.0	4	4.0
		シルバーピアLSA (委)	2	1	1.0	3	3.0
	SC長沼	通所介護 (指)	5	28	15.8	33	20.8
		地域包括支援センター (委)	7	5	3.9	12	10.9
	小計	-	140	125	74.3	265	214.3
計		-	363	250	148.1	613	511.1

- ①常勤職員の平均年齢 41.9 歳
 ②常勤職員の平均勤続年数 10.0 年
 ③非常勤職員の平均年齢 52.8 歳
 ④非常勤職員の平均勤続年数 8.4 年

(6) 常勤職員の採用・退職状況

①採用

	保育所	母子施設	高齢者施設等	計
6年度採用数	12	3	13	28
うち新規学卒	9	0	3	12
平均年齢	28.3	33.3	38.6	33.6

採用ルート：㊲ハローワークから 8、㊱職員紹介 5、㊴人材紹介 4、㊲実習生から 3、㊴ホームページから 3、㊴ネット求人 3、㊴非常勤から 2

②過去 5 年間の採用

		保育所	母子施設	高齢者施設等	計
5 年 度	採用数	11	3	6	20
	うち新規学卒	6	2	1	9
	平均年齢	26.1	23.7	38.7	29.5
4 年 度	採用数	23	1	12	36
	うち新規学卒	9	0	3	12
	平均年齢	31.1	37.0	33.9	32.2
3 年 度	採用数	17	4	13	34
	うち新規学卒	4	0	3	7
	平均年齢	32.1	43.3	35.2	33.9
2 年 度	採用数	21	8	13	42
	うち新規学卒	6	1	0	7
	平均年齢	32.5	44.0	43.6	38.1
元 年 度	採用数	31	3	23	57
	うち新規学卒	12	0	1	13
	平均年齢	30.7	26.7	34.1	31.9

③退職

	保育所	母子施設	高齢者施設等	計
6年度退職数	22	2	14	38
平均勤続年数	6.6	3.0	5.9	6.2
平均年齢	35.6	28.5	42.6	37.4
離職率(%)	11.6	10.0	9.5	10.4

(「離職率(%)」＝「当年度内の離職者数÷当年度 4 月 1 日在籍者数×100」)
(定年退職者 1 名含む)

④過去 5 年間の退職

		保育所	母子施設	高齢者施設等	計
5 年 度	退職数	15	3	28	46
	平均勤続年数	6.5	1.3	5.4	5.5
	平均年齢	38.7	42.0	44.3	42.3
	離職率（％）	7.7	9.4	17.0	11.7
	（定年退職者2名含む）				
4 年 度	退職数	14	1	19	34
	平均勤続年数	8.9	10.0	3.8	7.7
	平均年齢	38.4	55.0	44.2	43.4
	離職率（％）	7.1	3.4	10.6	8.4
	（定年退職者2名含む）				
3 年 度	退職数	20	6	16	42
	平均勤続年数	5.5	3.7	6.2	5.5
	平均年齢	39.9	34.8	45.6	37.4
	離職率（％）	10.5	20.0	8.7	10.4
	（定年退職者なし）				
2 年 度	退職数	21	5	8	34
	平均勤続年数	5.4	3.0	7.4	5.5
	平均年齢	32.6	52.4	40.5	37.4
	離職率（％）	10.8	17.9	4.5	8.5
	（定年退職者なし）				
元 年 度	退職数	24	2	21	47
	平均勤続年数	7.6	4.5	6.2	6.8
	平均年齢	35.2	62.5	49.7	42.8
	離職率（％）	12.2	6.9	11.7	11.6
	（定年退職者7名を含む）				

（「離職率（％）」＝「当年度内の離職者数÷当年度 4 月 1 日在籍者数×100」）